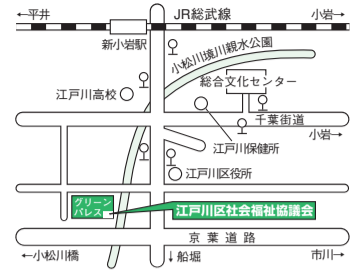


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 146 号
 発行/社会福祉法人
 江戸川区社会福祉協議会
 〒132-0031
 江戸川区松島1-38-1
 グリーンパレス 1階
 電話 03(5662)5557



全世界を取り巻く新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活に支障をきたし大変な思いをされている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

また、医療従事者・医療機関の皆さまの頑張りには、心より敬意と感謝を申し上げます。

そして、今現在も大変な思いをされている皆さまが、一日も早く普通の生活を取り戻し、普通の日常生活を送れるよう願っています。

【一時的な資金の緊急貸付に関するご案内】

★緊急小口資金（特例貸付）

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により減収があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額 20万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

■申込・問合せ先

社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会
 ☎03(5662)5587
 平日9:00~17:00



★総合支援資金（特例貸付）

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※緊急小口資金を利用した翌月も減収または失業した世帯

■貸付上限額 (二人以上) 月20万円以内

(単身) 月15万円以内

※貸付期間：原則3か月以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

■申込・問合せ先 同左

社協賛助会員募集!

～あなたの会費が地域福祉を支えます～

【会費の納入方法】

- ◆社協窓口へ直接納入
- ◆郵便振替での納入

<郵便振替口座>
 00110-6-65409
 社会福祉法人
 江戸川区社会福祉協議会
 ※振込用紙の通信欄に「社協賛助会費」と明記してください。
 (お電話いただければ振込用紙を郵送いたします)



【会員区分と年会費】

- ★賛助会員 1口500円
- ★特別賛助会員 年額10,000円以上

※個人、法人、事業所、団体を問わず、どなたでも会員になれます。
 会員には、社協賛助会員シール(門標)をお渡します。
 《問合せ・申込はこちらまで》
 〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1F
 社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会
 電話 (5662) 5557 FAX (3654) 2940

社会福祉協議会(社協)は、地域における住民の福祉向上のため、地域の方々とともに、様々な福祉活動を推進する民間の自主的な組織です。
 社協の福祉活動を支えている財源は、多くの方々の寄付金と会員会費、そして区からの補助金です。
 「社協賛助会員」とは、会費を納めることで、社協が推進する福祉事業を財政的に支え、地域福祉活動に参加する方々のことです。個人・法人・事業所・団体等どなたでも、ご入会できます。
 会員募集は年間を通して行っています。
 賛助会費は社協が地域福祉活動を推進して行く上で、大きな支えとなる財源として、障がいのある方や熟年者の方などの事業に使われます。

★未使用のマスクを募集しています

なごみの家では、未使用・未開封のマスクを募集しています。集まったマスクは、区内の福祉団体等に配布します。ご不要な未使用のマスクがありましたら、お近くのなごみの家にお持ちください。
 (月曜・祝日休館 午前9時~午後5時半)
 マスクは、未使用・未開封の物に限らせていただきます。
 なごみの家(区内9カ所)の場所がおわかりにならない方は、社会福祉協議会のホームページをご覧ください。
 お電話でお問い合わせください。



地域の中で誰もが自分らしく暮らせる社会を目指して!



令和2年度 事業計画・予算 予算総額 825,084千円 (公益事業会計含む)

(令和2年度事業計画・予算は令和2年3月31日に評議員の書面決議にて議決されました)

江戸川区社協のおもな事業

安心生活センター

安心生活サポート事業

判断能力が十分でない方を対象に、ご本人と社会福祉協議会が契約を結び、福祉サービスの利用手続きや銀行での払い戻し、支払などをお手伝いします。



成年後見制度利用相談事業

成年後見制度とは、意思判断能力が低下した方の財産管理や身上監護を、法的に権限を与えられた代理人(成年後見人等)が行う仕組みです。成年後見人等の選任に必要な家庭裁判所への申立てが円滑に行えるように支援します。

苦情解決相談事業

福祉サービスに対する苦情に対して、苦情解決委員が中立公正に対応します。(介護保険法及び障害者自立支援法に基づく福祉サービスは除きます。)

心身障がい児(者)親子激励バスハイク

毎年、知的障がい児(者)親子と肢体不自由児(者)親子を対象に日帰りバスハイクを実施しています。
※今年は5月開催予定が、新型コロナウイルスの影響で中止。今後の実施については未定。



ハンディキャブの貸出

車椅子を使用する方が、通院や社会参加等の移動手段として利用できる軽自動車のハンディキャブを貸出します。



車椅子の貸出

江戸川区在住の方で、車椅子が一時的に必要とされる方に無料で貸出しを行っています。退院後の療養や通院の往復、散歩や買い物、骨折やけがでの利用や、地方から高齢の両親が上京される時なども利用可能です。



※貸出期間は1日~1か月まで。

愛の杖贈呈

60歳以上の区民の方で杖を必要としている方に歩行補助用の杖を差し上げています。

この事業は、社会福祉協議会に寄せられた寄附金で実施しています。

杖は区内27ヶ所で受取ることができます。

★江戸川区社会福祉協議会

★くつろぎの家

★なごみの家(区内9か所)

★健康サポートセンター(区内8か所)

★8か所の熟年相談室(地域包括支援センター)

泰山・江戸川区医師会・江戸川区医師会一之江
小岩ホーム・ウエル江戸川・第二ウエル江戸川
暖心苑船堀・江戸川光照苑



生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、用途・目的別の資金の貸付と必要な相談支援を行う制度です。資金種類ごとに条件・基準が定められています。まずはご相談ください。

受験生チャレンジ支援貸付 (塾代、受験料)

一定の収入以下の世帯の受験生を支援するため、学習塾などの費用や受験料を無利子で貸付しています。(限度額あり)



・利用に際しては要件があります。

・高校、大学等に入学した場合、返済が免除されます。

・申請には事前相談が必要です。(要予約・令和3年1月末まで)

※詳しくはお電話でお問合せください。

【問合せ】

受験生チャレンジ直通 ☎03(5662)7638 平日9~17時

その他の事業

★なごみの家管理運営

★地域福祉活動団体への助成

★歳末たすけあい運動

★区からの受託事業

①くつろぎの家管理運営

②くすのきカルチャーセンター管理運営

